

原発マネー、関電幹部へ還流（その12）

# 原発地元工作の 資金源を断つまで粘り強く追及を

（関電の原発マネー不正還流を告発する会 共同代表世話人） 末田 一秀

驚くべき金品受領が明るみに出たのは一昨年（2020年）の9月。昨年3月には関電第三者委員会が、関電役員ら75人が3億6千万円相当を受領していたと明らかにしました。

また、第三者委は、2013年5月と2015年6月の2度にわたる電気料金の値上げに際して減額した役員報酬を退任後に闇補填していたことも明らかにしました。退任役員18人に対して計2億6千万円。明るみに出て中断されなければさらに金額は膨らんでいました。

## 役員らの刑事責任は

金品受領は特別背任罪、贈収賄罪等の疑いがあるとして、3272人も市民が役員12名を大阪地検に告発したのは一昨年の12月。その後、闇補填でも昨年6月に森詳介元会長、八木前会長、岩根前社長を業務上横領と特別背任で2172人が追加告発しました。告発状受理の連絡がなかなかないため、毎月26日に大阪地検前に集まって、早く受理して捜査を尽くせというアピール行動を行うことになりました。

実は委任した弁護士さんが地検と内密に

協議を行っていました。その結果を踏まえて2つの告発状を一本化し、関電の第三者委員会等の報告書で明らかになった事実でブラッシュアップして、被告発人を森元会長ら9名に絞った告発状を10月5日に提出したところ、正式に受理されたのです。黒川が失脚し検察の体制が代わったこと、そして何よりも多くの市民が告発人に名前を連ねたことが、受理につながったと考えられます。地検も十分に嫌疑があると判断した結果です。私たちは、近く強制捜査が行われるのではないかと期待を持ちながら、地検前のアピール行動を続けています。

## 株主代表訴訟による追及

刑事告発の代理人河合弘之弁護士から「刑事告発だけでは真相究明できないから株主代表訴訟をやろう。」と提案されました。株主総会で追及している「脱原発へ！関電株主の会」事務局に相談した結果、5人の株主が決意を固めてくれました。しかし、いきなり提訴することはできません。本来は会社が役員を訴えればいいのです。会社に訴えなさいと請求し、それでも訴えない場合に株主が会社の代わりに訴えるのが株主代表訴訟です。

手続きを踏んだ結果、関電は「取締役責任調査委員会」が6月8日に出した報告書に従い、旧役員5人を相手に19億6千万円の損害請求を提訴せざるをえませんでした。

その後、関電「コンプライアンス委員会」が、闇補填問題で八嶋元監査役にも責任があると8月17日に認定したので、株主が関電に提訴請求を行った結果、関電は11月17日に八嶋元監査役に1億7千万円の損害賠

受理された告発容疑

容疑	内容	被告発人
会社法違反 (特別背任)	森山氏の関連会社への不正 発注で会社に損害を与えた	八木誠前会長 岩根茂樹前社長 豊松秀己元副社長
背任		白井良平元取締役 森中郁雄元副社長 鈴木聡元常務執行役員 大塚茂樹元常務執行役員
会社法違反 (取締)	森山氏から不正の講託を受け た上で金品を受領した	岩根茂樹前社長 豊松秀己元副社長
業務上横領・ 会社法違反 (特別背任)	豊松氏の追加納税分を負担 する方針を決めて支払った	森詳介元会長 八木誠前会長 岩根茂樹前社長
会社法違反 (特別背任)	経営悪化でカットした役員報 酬を退任後に補填した	森詳介元会長 八木誠前会長 八嶋康博元常任監査役

(8)

償請求を提訴しています。

森詳介元会長らは、「取締役責任調査委員会」を務めた弁護士が関電側の弁護士についているのは不当だと主張してもめています。森元会長が現取締役者に直接電話し弁護士2人の解任を求めたとして、関電側が「圧力をかけてくることは極めて異常」と問題視する書面を大阪地裁に提出したと報じられました。口頭弁論はまだ開かれていません。

一方、私たちは、関電の調査委が認定した役員以外にも責任があり、被害額ももっと大きいはずと考えるため、提訴請求した株主5人を原告とし、44人の株主が訴訟参加した49名の原告団で、6月23日に現旧役員22名に92億円の損害賠償を求める株主代表訴訟を提訴しました。株主代表訴訟の第1回口頭弁論は3月16日(火)午前10時半開廷と決まりました。旧役員らはいまだに金品は預かっていただけという主張を続けています。市民の怒りが大きいことを裁判所に示すため、傍聴行動へ参加いただければ幸いです。9時15分地裁前集合です。

**関電原発不正マネー 徹底説明!**

**関電株主代表訴訟第1回口頭弁論**

3月16日(火) 大阪地裁第9 9:15

行務予定  
開庭時間: 最高裁判所入廷行直  
開庭準備室  
開庭時間: 大阪地裁  
開庭場所: 大阪地裁  
開庭時間: 最高裁判所入廷行直

【裁判長】  
最高裁判所長官 小川清司  
最高裁判所副長官 小川清司  
最高裁判所判事 小川清司

【被告】  
関電電力の役員が福島原子力発電所の不況を以て生み出した金品を受け取ったこと、  
約100億円の金品を関電株主代表訴訟に提出して、子会社役員計8人、約  
1000万円の金品を関電株主に提出して、  
真実を明らかにし、株主44名が関電株主22名に宛てた損害賠償を求め  
て提訴した株主代表訴訟の第1回口頭弁論が、いよいよ開かれます。

【傍聴】  
傍聴は、いまだに「傍聴は認めない」と主張するようです。  
私たちの払った電気代で得られた金品、被害の額が大きいことを裁判所に示  
すため、傍聴行動への参加を呼びかけます。

【株主代表訴訟】  
関電株主代表訴訟委員会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本橋区千代田1-1-1  
TEL: 03-5561-4811 FAX: 03-5561-4812

下がったと公表されています。同じ2015年、関電の競争入札比率は15%で、2割下げることのできる発注が高止まりのまま私たちの払った電気代で続けられていたことになります。

関電が設けた取締役責任調査委員会も、本来よりも高い金額での発注や不要な発注があったと認定し、損害額は還流が明らかになった3億6千万円を下回らないとしています。ところが、関電は工事等の発注は適正であったとする見解を取り続けており、取締役責任調査委員会が認めた損害を旧役員相手に起こした裁判においても請求していません。

豊松氏への追加納税補填	○	×	○	○	○	} 19億3600万円
役員報酬の補填	○	×	○	-	○	
社内調査の非公表	○	×	-	-	-	
不適切な発注	○	×	-	-	-	
元助役からの金品受領	○	×	-	-	-	
損害賠償請求額	○	×	-	-	-	
関電が更新した注意義務違反	○	×	-	-	-	1億7千万円
責任調査委が注意義務違反としたにもかかわらず、関電が更新しなかった事項	○	×	-	-	-	

### 関電は反省しているか

金品受領問題と補填問題の本質は、強欲な役員が私腹を肥やしていた問題ではありません。原発を立地させ、運転を継続していくためには地元工作を行う金が必要なのです。そのために不正な発注を行い、裏金を生み出す構造が維持されてきたのです。

関電は、森山氏の要求に応じて随意契約で関連会社に工事等を発注していました。競争入札であれば、競争原理で安く上がったはずです。東京電力は、福島事故後に競争入札の割合を15%から2015年に65%まで高めました。その結果、調達価格は2割

### 信頼回復などまだ議論すべき段階ではない

第三者委員会が報告書を出してから、子会社役員計8人の計約1000万円相当の金品受領が明らかになっていますが、関電は、経産大臣に提出した業務改善計画を履行することで、膿は出し切ったとしています。

ここに来て運転開始から40年超経過した老朽原発の再稼働が問題となっています。関電が約束していた県外の使用済燃料中間貯蔵施設候補地の提示という約束を果せなかったことから、当面再稼働は遠のいてい

ますが、高浜町と美浜町の議会は同意してしまいました。野瀬豊高浜町長は、国と関電に対して要望書を提出し、その回答を見極めて判断すると表明しました。関電に対しては、信頼回復に取り組むことや地元企業育成のために入札に配慮することなどを求めています。そこで、告発する会では、株主代表訴訟原告団、脱原発弁護団全国連絡会と連名で、12月16日に高浜、美浜両町と福井県に対し、事件の全容が明らかになる前に再稼働の是非を判断することは時期尚早などとする申し入れを行いました。両町には、当日経産省関係の会計検査が入っていて担当者と十分な意見交換をすることが出来ませんでした。今後も引き続き不正マネー問題を追及することで、闇金を生み出す構造を断ち、不正な地元工作、立地工作をさせない取組みにつなげていきたいと思ひます。

声をさらに広げるためのツールとしてブックレットを拡げてください。『関西電力原発マネースキャンダル ～利権構造が生み出した闇の真相とは～』 著者：末田 1,000円+税、注文は mail:ksueda@nifty.com 又は FAX 072-777-9269まで。



2020年12月16日 福井県知事への申し入れ

**福井県知事、美浜町長、高浜町長の3者に申し入れた文書はつぎのとおりです。**

2020年12月16日

福井県知事 杉本 達治 様  
美浜町長 戸嶋 秀樹 様  
高浜町長 野瀬 豊 様

関電の原発マネー不正還流を告発する会  
共同代表世話人 アイリーン・美緒子・スミス  
庄司修 / 末田一秀 / 中島哲演

関電株主代表訴訟原告団

脱原発弁護団全国連絡会  
共同代表 河合弘之 / 海渡雄一

## 老朽原発再稼働の地元同意に当たって慎重な検討を求める申し入れ

貴職におかれましては、原発立地地元として様々な課題に対処されていることに敬意を表します。

さて、原発については、福島事故の教訓を踏まえて原子炉等規制法が改正され、原則40年

運転とされました。40年を超える運転については例外中の例外と説明されていたにもかかわらず、原子力規制委員会が関西電力の3原発に延長許可を与えたことから、貴職による地元同意が焦点となっています。その判断に当たっては、老朽原発の安全確保が自治体自らの手によっても確認されることが大前提ですが、関西電力が使用済燃料中間貯蔵施設の県外立地地点候補を今年中に明らかにするとしてきた約束の履行や、昨年明らかになった関電原発不正マネー還流事件からの信頼回復が考慮されると伝えられています。

私たちは、この間、関電原発不正マネー還流事件の真相解明を求める取り組みをしてきました。その立場から、信頼回復はまだ道半ばで、地元同意をする段階にはないと考え、以下のとおり申し入れます。

## 記

### 1. 事件の全容が明らかになる前に再稼働の是非を判断することは時期尚早です

理由) 関電第三者委員会が報告書を出してから、子会社役員計8人の計約1000万円相当の金品受領が明らかになっています。任意調査の第三者委の限界です。約3千数百人の市民が、関電旧役員に贈収賄罪、特別背任罪等の疑いがあるとして大阪地検に提出した告発状は10月5日に受理されており、近く強制捜査が行われるものと考えています。捜査権を持つ地検により、事件の全容が明らかになる前に再稼働の是非を判断することは時期尚早と考えます。

### 2. 還流した金品の原資を関電はどう考えているかなどを質してください

理由) 関電旧役員に還流した金品は、特命発注と呼ばれた随意契約により森山氏関連会社に出された工事費等が高止まりして生み出されたと考えられます。関電が設けた取締役責任調査委員会も、本来よりも高い金額での発注や不要な発注があったと認定し、損害額は還流が明らかになった3億6千万円を下回らないとしています。ところが、関電は工事等の発注は適正であったとする見解を取り続けており、取締役責任調査委員会が認めた損害を旧役員に起こした裁判においても請求していません。

私たちの電気代が適正に使われたのかをあいまいにすることは許されず、事実を誠実に認めるところからしか信頼回復は行われません。関電は金品の原資をどう考えているのか。工事等の発注は適正だったのか。なぜ不正発注の損害を旧役員に請求しないのか、ぜひ関電に質してください。

### 3. 信頼回復の判断は、業務改善計画の結果が出てから行ってください

理由) 関電は、この問題で3月に経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受けました。策定した業務改善計画に基づき、関電は措置を講じてはいますが、当然のことで、信頼回復の前提に過ぎません。子会社で新たに金品受領が明らかになったように、関電グループ全体で改善が進んでいるとは言えません。金品還流につながる不正発注が子会社を経由して行われたケースもあることを踏まえ、関電グループ全体の改善状況を確認してください。

業務改善計画では、工事の発注・契約に係る業務の適切性及び透明性を確保するとしています。新たに設けられた調達等審査委員会による審議結果は概要が公表されているだけで、およそ透明性が確保されていません。関電が契約等の業務に関して説明責任を果たし、透明性を確保できているのか、しっかり結果を確認してください。

### 4. 不正還流事件に関与した事業者への自治体独自の処分を行ってください

理由) これまで不正事件に関与した事業者に対しては、それぞれの自治体にて指名停止などの処分を行ってこられたと思われ。各自治体において今回の巨額の贈賄事件、脱税事件に関する独自の調査や処分を行ってください。